

適合証明業務約款

(総 則)

第1条 申請者（以下、「甲」という。）及び一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「乙」という。）は、独立行政法人住宅支援機構並びに建築基準法等の関係法令を遵守し、この約款（引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙が定めた「適合証明業務規程」（以下、「規程」という。）に基づく事項を内容とする契約（以下、「この契約」という。）を履行する。

(責 務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務（設計検査、中間現場検査及び竣工現場検査に係る業務をいう。以下、「適合証明業務」という。）を次条に規定する業務期日までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の適合証明業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、この契約に定めがあるとき又は乙の請求があるときは、乙の適合証明業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた適合証明業務の対象建築物の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

4 甲は、乙が適合証明業務を行う際に、対象建築物、対象建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査又は調査を行うことができるよう協力しなければならない。

5 甲は、乙が別に定める「適合証明業務手数料規程」（以下、「手数料規程」という。）に基づき算定された手数料を、第4条に規定する日（以下、「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、設計検査、中間現場検査、及び竣工現場検査時に発行する引受承諾書に定める日とする。但し、甲において乙から指摘事項や訂正事項を指摘された場合はこの限りでない。

2 乙は、甲が前条第3項から第6項まで、及び第6条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。

3 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。

4 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して決める。

(手数料の支払期日)

第4条 第2条第5項に定める甲の支払期日は、設計検査、中間現場検査、及び竣工現場検査を依頼をし、受理されたときとする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

3 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、乙は、設計検査に関する通知書、中間現場検査に関する通知書又は竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（以下、「合格通知書」という。）を交付しない。この場合において、乙が当該合格通知書を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(手数料の支払い方法)

第5条 甲は、規程に基づき料金を、前条の支払い期日までに、現金で支払うものとする。

2 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払い方法をとることができる。

(計画の変更)

第6条 甲は、合格通知書の交付前までに、甲の都合により対象建築物の計画を変更するときは、軽微な変更の場合にあっては、速やかに乙に対して変更に係る部分の関係図書を提出しなければならない。

2 甲は、前項以外の変更該当する場合にあっては、申請を取り下げ別件として再度申請しなければならない。

3 前項の申込みの取り下げがなされた場合は、第7条第2項の規程を準用する。

(甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、適合証明業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除のうち、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を乙に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第4条第1項に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、そこから生じる一切の損害について責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請関係図書の記載、第2条第3項の規定による情報等に虚偽があり、それに基づいて適合証明業務が行われたとき。
 - (2) 乙による故意又は重大な過失がない等、乙の責に帰すことができない事由によるとき。
- 2 乙は、適合証明業務を実施することにより、甲の申請に係る対象建築物の計画が建築基準法その他の法令に適合すること又は申請に係る住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
- (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

付 則

この約款は、平成25年4月1日より施行する。